

札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部

競争的研究費等に関する不正防止対策実施要領

第1章 総

則

(目 的)

第1条 この規程は、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的研究費等に関する取扱規程」に基づく、競争的研究費等における不正等の防止・対策について必要な事項を定める。

第2章 研究データの保存・開示

(研究データの保存義務)

第2条 研究者等は、競争的研究費等による研究にかかるデータについて、当該研究にかかる成果発表後少なくとも10年間に至るまで保存する義務を負う。研究成果の第三者による検証可能性を確保するため、研究分野の特性やデータの性質に応じて10年を超えて保存することを妨げない。

(研究データの開示義務)

第3条 研究者等は、競争的研究費等による研究にかかるデータについて、札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部（以下「本学」という。）のみならず、配分機関、学会等の科学コミュニティ等を開示する義務を負う。開示内容については、開示する相手先、開示事由および研究分野の特性に応じて、適切に行うものとする。

第3章 告 発 等 の 取 扱 い

(告発窓口の設置)

第4条 競争的研究費等における不正等に関する学内外からの告発に対応するため、告発窓口を設置する。

2 告発窓口は、法人本部に設置する。

(告発の取扱い)

第5条 告発は、告発者が告発窓口書類を提出して行わなければならない。告発者のやむを得ない事由によりその方法によれないときは、電話、電子メール、口頭により告発できる。

2 告発については、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 不正等を行ったとする者及び不正等に関与したとする者
- (2) 不正等の内容
- (3) 不正があるとする理由

3 告発窓口は、本学内外から告発があった場合、直ちに統括管理者に報告しなければならない。告発窓口から報告を受けた統括管理者は速やかに、最高管理責任者に報告するとともに、その指示の下、当該告発に係る情報収集等を行う。

- 4 統括管理責任者は、顕名による告発があった場合、原則として、受付けた告発に基づく対応を当該告発者に通知しなければならない。
- 5 統括管理責任者は、匿名による告発、学会等の科学コミュニティ、会計検査院等外部の機関、報道及びインターネット上の掲載等において不正行為等の疑いが指摘された場合、第1項に準じた取扱いをする。
- 6 前項の取扱いは、事案が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されていると最高管理責任者が判断した場合に限るものとする。

(告発者の保護)

- 第6条 最高管理責任者は、告発についての調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して、告発の内容等が調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、不正の利益を得る目的、本学または第三者に損害を加える目的及びその他不正を目的とする告発（以下「悪意に基づく告発」という）を防止するため、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発を行ったと認定された場合を除き、告発者に対して、告発したことを理由とした懲戒等の不利益な取扱いを行ってはならない。
 - 4 最高管理責任者は、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者に対して、当該競争的研究費等の使用停止又は懲戒等の不利益な取扱いを行ってはならない。

第4章 不正に係る調査

(調査委員会の設置)

- 第7条 最高管理責任者は、第5条に基づく報告があった場合、統括管理責任者に当該告発に係る調査委員会の設置の要否について諮問し、告発の受付から原則として30日以内に調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関及び文部科学省に報告しなければならない。
- 2 統括管理責任者の諮問に応じ、最高管理責任者が必要と認めたとき、最高管理責任者の下に本学の競争的研究費における不正等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。
 - 3 前項において、調査委員会を設置しないと判断した場合、その理由とともに告発者に通知するものとする。
 - 4 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法について配分機関及び文部科学省に報告、協議しなければならない。
 - 5 最高管理責任者は調査委員会の設置に際し、本学に属さない外部有識者が半数以上含む次の委員で構成されるよう任命する。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) コンプライアンス推進責任者のうち最高管理責任者が必要と認める者
 - (3) 本学に属さない外部有識者
 - (4) その他最高管理責任者が必要と認める者
 - 6 委員は、不正等を行ったとする者及び不正等に関与したとする者は含めない。また告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しないものでなければならない。
 - 7 委員長は、第5項第1号の委員をもって充てる。ただし、不正等を行ったとする者及び不正等に

関与したとする者とされた場合には、最高責任管理者が、別の委員から任命する。

- 8 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは告発者及び被告発者に、委員の氏名や所属を通知する。これに対し告発者及び被告発者は、通知を受けた日から原則として14日以内に、異議申立てをすることができる。
- 9 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあつた場合、内容を審査し妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- 10 調査委員会にかかる事務については、法人本部財務課が行う。

(調査の手続き)

第8条 調査委員会は、不正等の有無及び不正等の内容、関与した者とその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査を、次の方法に基づき実施するものとする。

- (1) 研究活動の不正行為に関しては、当該研究にかかる論文や実験・調査等の各種資料の精査や関係者のヒアリングおよびその他調査に必要と思われる方法により行う。
- (2) 研究費の不正使用に関しては、研究計画書、会計帳簿、会計伝票、預金通帳等の精査や関係者のヒアリングおよびその他調査に必要と思われる方法により行う。

- 2 調査委員会は設置後、30日以内に調査を開始しなければならない。

(競争的研究費等の使用停止)

第9条 調査委員会は必要に応じて、調査対象の競争的研究費等の使用停止を最高管理責任者に上申することができる。

- 2 調査委員会の上申に基づき、最高管理責任者が必要と認めたとき、被告発者に対し、調査対象の競争的研究費等の使用停止を命ずることとする。

(認定)

第10条 調査委員会は、原則として告発を受け付けた日から180日以内に、不正等の有無、不正等の内容、関与した者とその関与の程度及び不正使用の相当額等について認定する。あるいは悪意に基づく告発であるか認定する。

- 2 調査委員会は、前項に基づき最高管理責任者へ速やかに答申する。
- 3 調査委員会は、調査の過程であっても不正の事実が一部でも確認された場合には、その旨を速やかに認定し、最高管理責任者に報告する。
- 4 最高管理責任者は、第2項の答申に基づき、不正等が認定された場合は被告発者に、悪意に基づく告発と認定した場合は告発者に、その内容を通知する。
- 5 最高管理責任者は、第2項の答申に基づき、防止計画推進部署へ再発防止にかかる具体的な対策の策定を諮問する。

(不服申立)

第11条 第7条第3項に定める通知を受けた告発者及び第10条第4項に定める通知を受けた被告発者または告発者は、その認定を覆すに足る根拠・資料等を明示できる場合に限り、通知を受けた日から原則として14日以内に、最高管理責任者に書面により不服を申し立てることができる。

- 2 前項の不服申立に係る調査については、第7条から第10条を準用する。
- 3 不服申立は、告発者、被告発者ともに1回限りとする。

第5章 配分機関への報告等

(配分機関への報告)

第12条 最高管理責任者は、告発を受け付けた日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関及び文部科学省に提出しなければならない。期限までに調査が終了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関及び文部科学省に報告する。

2 最高管理責任者は、第10条第3項に基づく調査委員会からの報告についても遅滞なく配分機関及び文部科学省に報告する。

3 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関及び文部科学省に提出しなければならない。

(配分機関への調査協力)

第13条 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じなければならない。

(再調査に係る配分機関への報告等)

第14条 第11条に基づく再調査については、第12条及び第13条を準用する。

第6章 不正に係る処分

(懲戒処分)

第15条 最高管理責任者は、調査委員会により不正等が認定された被告発者、又は「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部競争的研究費等に関する取扱規程」第8条第3項に定められた管理監督者でその適正を欠いた者、又は悪意に基づく告発と認定された告発者に対し、「学校法人札幌大谷学園 就業規則」第56条、第57条及び第58条に基づく懲戒処分及び損害賠償について、理事長へ上申する。

2 前項の上申については、不正の背景、動機並びに不正使用額等を総合的に判断し、悪質性に応じた懲戒処分及び損害賠償がなされる内容でなければならない。

第7章 公 表

(公 表)

第16条 最高管理責任者は、調査委員会により不正等が認定されたときは、合理的理由のため不開示とする必要があると認められた場合を除き、速やかに調査結果を公表する。公表する内容は、氏名の公表を基本とするとともに、不正等の内容・不正使用の相当額等その他認定された事項についても特に不開示とする必要があると認められた場合を除き、公表する。

第8章 そ の 他

(改 廃)

第17条 この規程の改廃は、大学協議会及び教授会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年9月14日に決定し、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、2019年4月1日から施行する。

附 則（2023年3月15日合同教授会）

この規程の一部改正は、2023年4月1日から施行する。